

# 世界で通用するための我が国産業・企業の環境整備へ

## ～産業活力の再生及び産業活動の革新に関する 特別措置法の一部を改正する法律案～

経済産業委員会調査室 かまた じゅんいち  
鎌田 純一

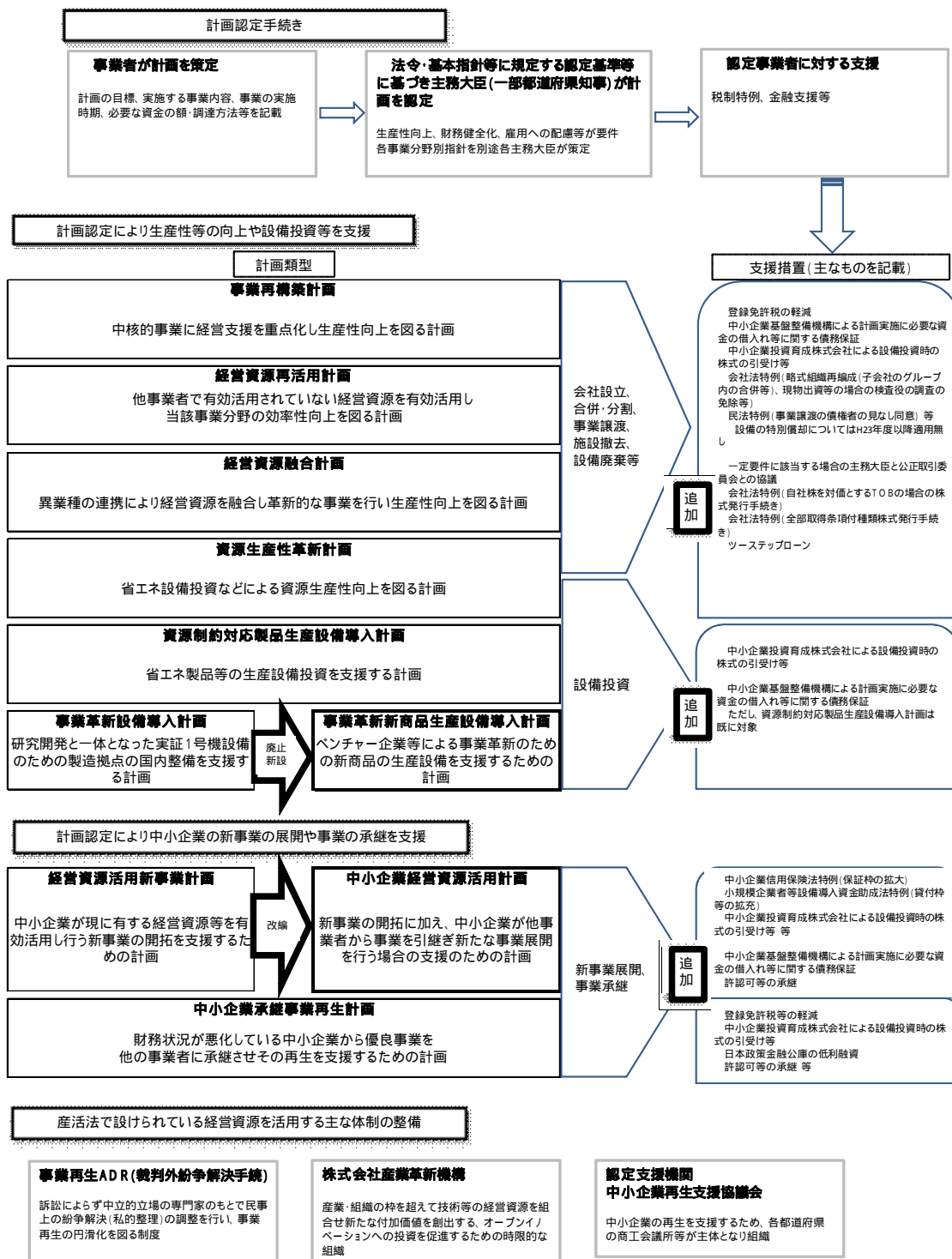
### 1. はじめに

政府は、本年2月10日、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部を改正する法律案」(閣法第25号)を国会に提出した。

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成11年法律第131号)(以下「産活法」という。)は、1990年代からのバブル経済後の景気低迷の克服等が課題となる中、中核的な事業への経営資源のシフトによる生産性向上等を図るための支援措置(事業再構築計画認定制度)及び中小企業が有する経営資源等を有効活用して行う新事業の開拓に対する支援措置(経営資源活用新事業計画認定制度)等を内容として、1999年10月に施行された。その後、これまで3度にわたりその時々々の経済情勢に応じて改正が施されてきた。まず2003年には、産業サイドの過剰供給構造・過剰債務問題の解消のため事業再編・承継といった組織再編等に対する支援措置(共同事業再編計画認定制度、経営資源再活用計画認定制度)や研究開発と一体となった製造拠点の国内整備促進による生産性向上のための支援措置(事業革新設備導入計画認定制度)を創設するとともに、中小企業再生支援を目的として、各都道府県の商工会議所等に中小企業再生支援協議会を設置するための改正が行われた。2007年には、「経済成長戦略」(2006年6月・経済産業省)の策定等を踏まえ、イノベーションの促進、サービス産業の生産性向上のため、企業連携や研究開発により獲得した技術・知的財産を活用した事業や異分野事業者の経営資源を組み合わせた事業に対する支援措置(技術活用事業革新計画認定制度、経営資源融合計画認定制度)を講じるための改正が行われた。その後、2008年9月のリーマン・ショック等を機とした世界的な金融危機、同年以降の原油等資源価格の高騰(資源制約の高まり)といった外部環境の変化への対応のため策定された「新経済成長戦略のフォローアップと改訂」(2008年9月閣議決定)を踏まえ、2009年には、事業者が省エネ等資源生産性の向上を図るための事業に対する支援措置(資源生産性革新計画認定制度)、資源制約状況に対応した新製品を生産するための設備導入に対する支援措置(資源制約対応製品生産設備導入計画認定制度)、オープン・イノベーションにより新たな付加価値を創出する事業等に対し資金供給等を行う体制として株式会社産業革新機構の設立、財務状況が悪化している中小企業者からその将来性ある事業を他事業者へ承継させ再生を図るための支援措置(中小企業承継事業再生計画認定制度)を内容とする改正が行われた(共同事業再編

計画認定制度及び技術活用事業革新計画認定制度は廃止)。なお、この2009年改正において、創設時の「産業活力再生特別措置法」から現行の題名に改められている。

図表1 産活法の計画認定制度等



廃止・新設、改編及び追加とした部分が今回の改正によるものである。

(出所) 経済産業省資料を参考に作成

本法律案は、市場競争の場が先進国から新興国を含む世界市場へとシフトしている

ことに伴う、競争の激化や需要の変化といった国際経済の動向等を背景とし、その対応策を講じるため提出されたものであり、国際競争力の強化を目指した民主導の戦略的な組織再編等を促すため、組織再編に係る産活法の手続と公正取引委員会における企業結合審査に係る連携の強化、組織再編の簡素化・円滑化等のための会社法に係る特例措置、事業者の長期資金調達を円滑にするための支援措置を講ずるとともに、我が国を支えるベンチャー等の成長企業・中堅企業等の商品生産の効率化等を促進するための新事業展開等への支援措置、中小企業の経営効率化等を促進するため、中小企業における事業の承継を通じた経営資源活用のための支援措置等を講じようとするものである。

本法律案は、「新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～」(2010年6月閣議決定。以下「新成長戦略」という。)\「日本国内投資促進プログラム」(2010年11月・国内投資促進円卓会議。以下「国内投資促進プログラム」という。)及び「産業構造ビジョン2010」(2010年6月・経済産業省産業構造審議会産業競争力部会。以下「産業構造ビジョン」という。)等を踏まえて取りまとめられている。本稿では、まず、これらにおいて提示されている戦略や、我が国経済・産業に係る課題等を概観するとともに、その方向性・具体的施策について本法律案との関連を確認した後、本法律案の主な内容について紹介することとしたい。

## 2. 我が国経済・産業の戦略・目標及び抱える課題

### (1) 新成長戦略が示す戦略・目標

新成長戦略は、2009年12月に閣議決定された「新成長戦略(基本方針)」の具体化に向け、2010年6月に策定された。2020年度までの年平均で、名目成長率3%、実質成長率2%を上回る成長を目指すとともに、強い経済を実現するためには安定した内需と外需を創造し、産業競争力の強化と併せて富が広く循環する経済構造を築く必要があるとし、我が国の新成長戦略として7つの分野(グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略、ライフ・イノベーションによる健康大国戦略、アジア経済戦略、観光立国・地域活性化戦略、科学・技術・情報通信立国戦略、雇用・人材戦略、金融戦略)が掲げられている。また、それぞれ2020年までに達成すべき目標・施策の方向性に加え、経済成長に特に貢献度が高いと考えられるものが21の国家プロジェクトとして示されるとともに、成長戦略実行計画(工程表)において、2020年までに成果を上げるための各年度等を実施すべき事項等が明記されている。

### (2) 国内投資促進プログラムが示す課題

「国内投資促進円卓会議」は、2010年9月に設置の「新成長戦略実現会議」(議長：内閣総理大臣)の下に同月に設置されたもので(議長：経済産業大臣)、同年8月、内閣総理大臣から経済産業大臣に対し、国内投資を促進し新たな雇用を創出するため、工場・事業所や本社機能の国内立地促進、中小企業対策を取りまとめるよう指示があ

った。これを受け同会議は、約半年から1年の間に実施すべき対応策を検討し、同年11月に「国内投資促進プログラム」を策定した。同プログラムでは、まず、国内投資をめぐる現状等について、我が国の民間設備投資は2006年のピーク時に比べ2009年後半以降約4割近く減少した水準に停滞していること、その一方で、海外への投資や海外での現地生産は増加を続けていること、外資系企業がその本社機能や研究開発機能の外資誘致を積極的に行っている中国やシンガポール等に移転し、その結果付加価値の高い投資が流出しアジア拠点としての競争力を急速に喪失しつつあること、円高が継続した場合の対応に関するヒアリング調査では製造企業の4割が海外移転を、6割が海外生産の拡大を選択せざるを得ないとの意向を示していることなど、状況が深刻であるとしている。また、こうした現状を放置した場合、( ) 外需向けの国内生産拠点(特に新興国との熾烈な競争にさらされている自動車産業、電気電子産業)が、価格競争力の維持、為替リスク軽減の観点から現地生産の流れが加速すること、( ) 自動車産業等のユーザー産業を販売先とする鉄鋼等の素材産業、工作機械産業の海外移転も、運搬コストや製品開発の利便性の観点から、ユーザー産業の海外移転に連鎖して一気に加速するおそれがあること、( ) 内需向けに国内で製造・販売していた生産拠点も縮小・海外移転し、逆輸入が進展する可能性があること、( ) 「擦り合わせ」に優れた製造現場は我が国の研究開発力、新商品開発力の源泉となっているが、イノベーション拠点としての強みが失われる懸念があること、などが指摘されている。

### (3) 産業構造ビジョンが示す課題・目標

一方、経済産業省においては、新成長戦略(基本方針)を踏まえつつ、「今後の日本は何で稼ぎ、雇用していくのか」について、同省産業構造審議会に新たに設置した産業競争力部会に対し諮問がなされた。同部会は2010年2月から検討を行い、同年6月、産業構造ビジョンとして具体的方向性や施策等を取りまとめた。産業構造ビジョンにおいては、我が国の経済・産業の行き詰まりや深刻さを認識し、諸課題等について多角的な観点から分析・指摘されており、次のように集約できる。

第一に、世界の市場やビジネスモデル・ルールの変化とその対応に遅れる我が国の産業・企業が抱える課題である。世界の市場の中心が先進国のみならずアジア諸国を始めとする新興国・発展途上国へと急速にシフトし規模が拡大する中、2000年代に入り、国際競争力評価等が急速に転落し、我が国の経済的地位が低下し行き詰まりが深刻となっていること、これまで卓越した技術面の優位性により世界市場で圧倒的なシェアを誇ってきた半導体、液晶パネル等のハイテク製品は急速にそのシェアを失う傾向にあること、高度な擦り合わせにより得てきた「ものづくり大国」としての地位も急激な国内企業の海外移転の脅威にさらされていること、海外企業のアジアにおける中核拠点や研究開発拠点も日本以外のアジア諸国へと急激にシフトしていること、我が国企業の海外進出の一方で国内設備投資が停滞していること、などが指摘されている。

また、こうした行き詰まりの背景として、( ) 我が国経済拡大のパイを自動車産業

等特定のグローバル製造業に依存してきたものの、労働生産性や雇用者報酬の向上等につながらないこと、( )製造業を中心に国内の同一業種で競合する企業数が多く国内消耗戦により海外企業と比べ利益率が極端に低い体質であること、( )製造業等においてセットメーカーとその下に幾層ものサプライヤーが存在し綿密・継続的な取引関係を構築してきたが、特に中小企業にとって外的ショック等による連鎖的な波及リスクをはらんでいること、( )海外企業が競争優位を構築するために「ブラックボックス化」と「オープン化」を組み合わせた国際標準戦略をとり、また、国の後押しを含め市場拡大が見込まれるクリーンエネルギー等の分野に集中投資を加速させる中、伝統的に得意としてきた垂直統合・自前主義、同業切磋琢磨という企業のビジネスモデルでは太刀打ちできなくなっていること、などが挙げられている。

第二に、国内地域経済、中小企業の抱える課題である。地域経済に関しては、東京、名古屋圏とそれ以外の地域の経済格差が拡大していること、( )地方圏の経済規模は全国の約45%を占めており地方経済の立て直しは喫緊の課題であること、( )少子高齢化により地方圏では急速な人口減少が見込まれること、( )地域コミュニティの主な担い手である個人経営の事業所数が大きな下落傾向にあることなどが指摘されるとともに、( )中小企業に関しては、自ら内外の市場を開拓し、付加価値を獲得していく必要に迫られていること、などが指摘されている。

以上のような課題意識のもと、「4つの転換」として、( )産業構造の転換(自動車産業等に過度に依存した構造から、様々な基幹産業が並び立ち外的ショックに柔軟に対応できる多極的構造へ、従来の「高品質・単品売り」から「システム売り」「文化付加価値型」へ、環境エネルギー・少子高齢化といった成長制約要因を「課題解決産業」へ転換)、( )企業のビジネスモデルの転換(技術でも勝ち、事業でも勝つため、垂直統合・自前主義の高度擦り合わせや国内消耗戦の状況からモジュール化分業モデルへの転換、投資の規模・スピードの重視)、( )グローバル化と国内雇用の関係に関する発想の転換(国内立地の国際競争力強化等)、( )政府の役割の転換(戦略的「政・官・民」連携等)が必要不可欠であり、国を挙げて産業のグローバル競争力強化に乗り出すとしている。また、特定戦略5分野として、( )インフラ関連/システム輸出(水、原子力、鉄道等)、( )環境・エネルギー課題解決産業(スマートコミュニティ、次世代自動車等)、( )文化産業(ファッション、コンテンツ等)、( )医療・介護・健康・子育てサービス、( )先端分野(ロボット、宇宙等)の強化による成長の牽引を提言し、2007年との比較で、2020年において約149兆円の市場と約258万人の雇用の創出を図るとしている。さらに、これらを踏まえ9つの横断的施策(日本のアジア拠点化総合戦略、国際的水準を目指した法人税改革、収益力を高める産業再編・棲み分け、新陳代謝の活性化、付加価値獲得に資する国際戦略、ものづくり「現場」の強化・維持、新たな価値を生み出す研究開発の推進、産業全般の高度化を支えるIT、産業構造転換に対応した人材力強化、成長を創出する産業金融・企業会計)を掲げている。このほか、経済産業省は更に2010年8月に「新成長戦略実現アクション100」を、本年1月には「新成長戦略」実現に向けて」をそれぞれ取りまとめ、

新成長戦略等の実現のために今後取り組むべきより具体的な施策を打ち出している。

(4) 我が国の経済・産業が抱える課題への具体的な方向性と本法律案との関わり

戦略・目標・課題への具体的な対応策として掲げられているものを、本法律案の内容と関連のある事項について整理すると、下表のように、組織・事業再編手続の円滑化に関するもの、及びベンチャー・中堅企業等の成長企業や中小企業に対する資金調達・事業引継ぎ支援に関するものに大別される。

個別施策	新成長戦略 成長戦略実行計画(工程表) (2010.6・閣議決定)	国内投資促進プログラム (2010.11・国内投資促進円卓会議)	産業構造ビジョン2010 (2010.6・経済産業省産業構造審議会産業競争力部会)	新成長戦略実現に向けて (2011.1・経済産業省)
ア) 組織・事業再編手続の円滑化(会社法特例)	<b>金融戦略(企業の戦略的な事業再編の促進)</b> 早期実施事項(2010年度に実施する事項)：M & A等の組織再編手続の簡素化・多様化のための措置の在り方の検討	「世界水準の投資・事業活動基盤整備」 戦略的な事業再編や成長企業の育成等を積極的に後押しする仕組みを構築	「収益力を高める産業再編・棲み分け、新陳代謝」 ・M & A等の組織再編手続の簡易化・多様化(自社株式を対価とするTOBの簡易化、完全子会社化手法の多様化等) ・株主保護手続の明確化等	「事業再編の促進を通じた「世界で戦える」企業の創出」 事業統合の迅速化、完全子会社手続き等の簡素化
イ) ベンチャー企業、中小企業に対する資金調達等支援	<b>金融戦略(地域・成長企業等に対する円滑な資金供給の実現)</b> 早期実施事項(2010年度に実現する事項)：政府系金融機関・財政投融資等の活用によるリスクマネー供給の促進、成長戦略分野への重点的な資金供給、地域金融の活性化	「日本の拠点機能の強化」 日本のイノベーション拠点化のため、研究開発投資の支援策、成長分野で大きく成長することを目指す企業等の資金調達の円滑化、ベンチャー企業の支援策などを講じる	「最先端の国内成長分野での国内投資支援の必要性」 将来の成長が見込まれる最先端分野であるグリーン関連、ライフ関連等において国内投資を政策的に支援、これにより国内のイノベティブな現場の維持強化と国内雇用創出につなげる	
	<b>金融戦略(中小企業活性化)</b> 早期実施事項(2010年度までに実施する事項) 事業を譲り渡したい企業と引き継ぎたい企業の情報マッチングのための「事業引継ぎネットワーク」の創設	「日本の拠点機能の強化」 中小企業活性化のため、起業・転業に必要な資金に対する融資・保証の促進、ベンチャー企業や中小企業の承継・合併等に対する支援を拡充	「中小企業の引継ぎや事業統合の支援」 事業引継ぎにおけるミスマッチ、資金面の負担等解消のための支援を実施するため、金融機関及び商工会・商工会議所のネットワーク化による企業同士のマッチングの促進等	地域経済・中小企業の活性化、中小企業対策の徹底のため、地域中小企業の事業引継ぎを円滑化するため、希望企業同士の引き合わせを支援等

また、これらの施策に関し、産業構造ビジョンで次のように趣旨が説明されている。

ア 組織再編手続きの円滑化(会社法特例措置) 関連

再編等は当事者である民間企業が主導して実現されるべきで、政府の役割は主としてその際の阻害要因の除去にある一方、民主導の産業再編等を後押しする制度や実体面での原動力が不足していること等を踏まえ、企業組織再編の基本方針として、現行の再編スキームでは時間的・金銭的負担が多く機動的な組織再編・M & Aを阻害し、また、株主保護手続きの不備により紛争も多発していることから、組織再編の選択肢を多様化するとともに、株主保護手続きを明確化することなどにより、安全・確実・迅速な組織再編を可能とするとし、上記施策が提示されている。

イ ベンチャー企業、中小企業に対する資金調達支援等関連

基本的な方向性として、生産・開発等における改善・擦り合わせ能力は日本企業の「強み」、競争力の源泉であり、安易に生産拠点を海外にシフトさせることは自己進化と付加価値を生み出すイノベティブな現場を失い長期的競争力を失ってしまうこと、国内のイノベティブな現場の存在は、我が国の国際競争力を下支えする力となり、良質な雇用を生み地域経済活性化のカギとなること、我が国のものづくりの根幹を担う「工場のマザー機能」を国内で維持・強化し、先端技術開発能力の強化等が「ものづくり日本」復権に向けた第一歩であること、国内拠点が最先端の製品やサービスを生み出す場であり続けるため、基礎技術・製品開発の段

階で異業種間の連携等による新商品・サービスの創出を促進する取組が必要であること、生産技術開発起点となるマザー工場では、「開発部門と一体となった試作品・新商品開発機能」「高度な生産技術の開発と移転を行う拠点機能」「最先端製品や基幹部品の製造機能」の国内の維持強化が重要であること、量産段階において装置産業化の傾向が顕著となる分野では、生産技術のイノベーションとともに規模の経済を働かせることにより積極的な設備投資を促していくことで、国際競争力の強化、国内での付加価値と雇用創出につなげることが必要であること等が示され、上記施策が提示されている。

### 3. 法律案の概要

以上のような課題に対応するための本法律案の具体的内容は以下のとおりである<sup>1</sup>。

#### (1) 主務大臣から公正取引委員会への協議の義務付け

産活法に基づき主務大臣が行う計画認定手続きと、独占禁止法を所管する公正取引委員会が行う企業結合審査手続きに係る両者の関係について見直しを行おうとするものである。現行の産活法においては、同一の業種・事業分野に属する事業者が関わる各計画（事業再構築計画、経営資源再活用計画、経営資源融合計画、資源生産性革新計画が対象）について、主務大臣がその認定をしようとする場合に必要があると認めるときは、当該計画の申請書の写しを公正取引委員会に送付するとともに、計画に伴う措置（組織再編等事業者が行う行為）がその業種における競争に及ぼす影響その他の事項について意見を述べるものとし、公正取引委員会は、主務大臣から送付のあった申請書に係る計画について、必要があると認めるときは、意見を述べるものとしている。独占禁止法上問題となるような行為が計画に含まれる可能性がある場合に、両者間の齟齬が生じないように、必要となる手続きを規定したものである。

本法律案では、まず両者間の調整の対象を拡充し、異業種の事業者が関わる各計画（対象計画は現行と同様）を含めるとともに、両者間の調整に当たっては、より確実に協議の機会が確保されるよう、一定の要件に該当する場合（事業者の営む事業の属する事業分野における適正な競争が確保されないおそれがある場合として政令で定める場合<sup>2</sup>）には必ず事前に協議を行い、両者が意見を述べ調整を図ることができるようにすることで、産業政策と競争政策の連携を強化しようとするものである。一定要件

<sup>1</sup> 本法律案に加えて、グローバル企業の研究開発拠点及びアジア本社の我が国への呼び込みを推進するため、主務大臣の認定を受けたグローバル企業に対し法人税負担軽減、特許料軽減等の措置を講ずることを内容とした「特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法案」（閣法第26号）が今国会に提出されている。

<sup>2</sup> 「適正な競争が確保されないおそれがある場合として政令で定める場合」の具体的な基準については今後政令等で示されることとなるが、公正取引委員会の行う企業結合審査において、競争を実質的に制限するおそれがあるかどうかの判断基準の一つとして用いられているHHI（ハーフィンダル・シューマン指数。寡占の度合いを示す。）などが一つの参考となると考えられる。

に該当する場合の事前協議制度を設けることで、主務大臣及び公正取引委員会各々の裁量を極力排除し、両者のより緊密な連絡調整を図ろうとするものと言える。

(2) 組織再編手続の円滑化 1 (会社法特例措置) ~ 自社株式を対価とする公開買付けに際しての株式の発行等に関する特例 ~

この特例の趣旨は、産活法に定める計画(事業再構築計画、経営資源再活用計画、経営資源融合計画、資源生産性革新計画が対象)の認定を受けた事業者が、当該計画に従って合併等の組織再編を行おうとする場合で、公開買付(TOB<sup>3</sup>)により他の株式会社の株式を取得して行う際に、認定事業者側の自社株をその対価としようとするときの会社法の特例措置を設けようとするものである。他の株式会社の取得に当たり自社株をその対価とするには、株式の新規発行又は既存の自己株式の処分を行うこととなり、この場合、株主総会の決議により、自社株を引き受ける者に割り当てる株式(募集株式)の株価等に関する事項(募集事項<sup>4</sup>)を定める等の厳格な手続きが必要とされるが、本法律案では、募集段階で募集株式の株価等が未決定である場合には、株式の交換比率を定めればよいなどとしている<sup>5・6</sup>。自社株式を対価とするTOBを念頭に置いた特例の手続を産活法において整備することで、認定事業者が他社を関係事業者とする場合の手続を円滑化しようとするもので、通常の新株発行における現物出資規制を適用除外とし、多額の現金を使用することなくTOBの利用が可能となる。

あわせて、本法律案では、不公正な払込金額で株式を引き受けた者等の責任についても改め、その適用を除外している<sup>7</sup>。募集株式の引受人が給付した現物出資財産(株

<sup>3</sup> 公開買付(TOB)とは、不特定多数の者から証券市場外で株式等の買付けを行うことをいう。金融商品取引法(昭和23年法律第25号)においては、会社支配権などに影響を及ぼしうような証券取引について、透明性・公正性を確保するため、公開買付制度を設けている。

<sup>4</sup> 募集株式とは、株式会社が発行する株式(新株発行)又は処分する自己株式(自己株式処分)を引き受ける者の募集をするときに、当該募集に応じてこれらの株式の引受けの申込みをした者に対し割り当てる株式をいう。また、株式会社は、新株発行及びその自己株式処分を引き受ける者を募集するときは、その都度、次のとおり募集株式に係る募集事項を決定しなければならないこととなっている(会社法第199条第1項)。募集株式の数、募集株式の払込金額又はその算定方法、金銭以外の財産を出資の目的とするときは(現物出資)、その旨並びに当該財産の内容及び価額、払込期日又はその期間、株式を発行するときは、増加する資本金及び資本準備金に関する事項、である。

<sup>5</sup> 本法律案では、募集事項として会社法に定められているもののうち、「募集株式の数」に関しては、当該「数又はその数の算定方法」であれば足りることとするとともに、「募集株式の払込金額」に関しては、「募集株式一株と引き換えに給付する他の株式会社(TOB対象会社)の株式、及び公開買付でTOB対象会社の株式と併せて買い付けるTOB対象会社の新株予約権・新株予約権付社債の数」と読み替えている(改正法案による会社法199条第1項の読替え)。

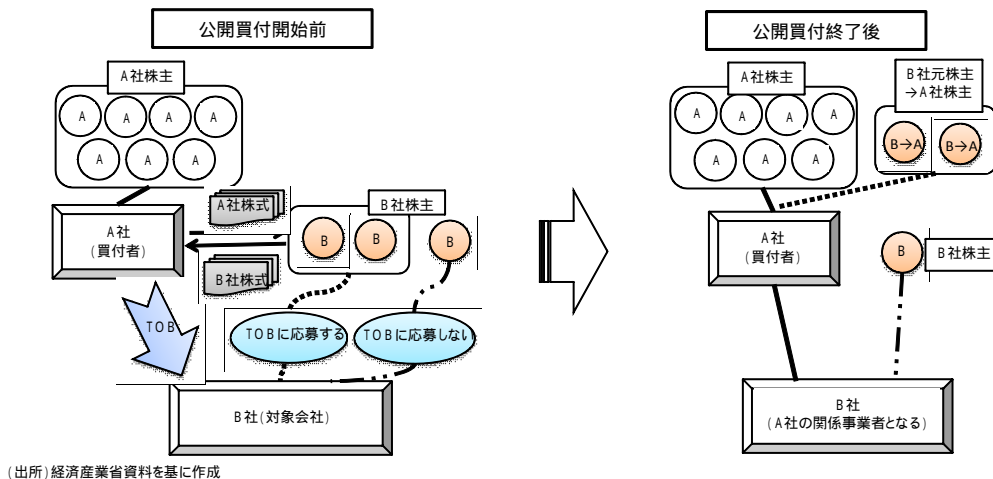
<sup>6</sup> 本法律案により、公開会社における募集事項の決定の特則(会社法第201条第1項。原則として公開会社の場合は株主総会ではなく取締役会の決議としている)は適用されないため、公開会社でも株主総会の開催が必要となる(改正法案による会社法第201条第1項の読替え)。ただし、買付対価の額が当該買付者の純資産額の20%以下(1/5以下)の場合には、株主総会の決議は不要とされることとしている(会社法第796条第3項)。なお、公開会社がこのケースに該当する場合には、株主に対し募集事項を払込期日の2週間前までに通知しなければならない(改正法案による会社法第796条第3項及び第201条第3項の読替え)。

<sup>7</sup> 募集株式の引受人は、株式会社(買付者)に対する責任として、一定の金額を当該株式会社に対し支払う義務を負っている(会社法第212条第1項)。TOBをかける場合、その公開買付期間は20日~



式等)の価額が、募集事項として定められていた現物出資財産の価額に著しく不足する等の場合、会社法においては、当該引受人は、株式会社に対して不足額を支払う義務を負うこととなっているが、産活法の計画認定を受けた事業者がTOBを実施する際に自社株式を取得対価とする場合には、そうした引受人側の責任を解除しようとするものである。

図表2 自社株式を対価とするTOBの際の株式発行等に関する特例(イメージ)



### (3) 組織再編手続の円滑化2(会社法特例措置)～全部取得条項付種類株式の発行・取得に関する特例～

TOBにより買付者(計画認定事業者)が再編等を行う対象会社の議決権の9割以上を持つこととなった場合に<sup>8</sup>、少数株主の保有する対象会社の残りの株式を取得するため、全部取得条項付種類株式発行の手続きを行うことで<sup>9</sup>、買付者が対象会社の株式を100%取得し、円滑に完全子会社化できるようにしようとするものである。この場

60日の間で公開買付者が選択することとなっている。TOBに応じた募集株式の引受人は、当該期間を経る段階で買付対価として支払う持ち株の株価変動リスクを負担することとなり、その場合、不足額が生じれば差額分の支払責任を負うこととなるが、当該規定は本法律案の趣旨に沿わず、リスクを課すことは現実的ではないことから、適用除外としたものであると考えられる。

<sup>8</sup> 本条の特例の適用となる条件として、議決権の割合を9割以上としたのは、組織再編行為におけるいわゆる略式手続(会社法第784条第1項)の考えを踏まえたものと考えられる。完全子会社化の手続においては、全部取得条項付種類株式を利用するケースが半分程度を占め、また、TOBを行った場合、9割以上の株式を取得するケースが多く、株主総会において議決が覆るといったトラブルが想定しにくいことから、手続を簡素化しようとするものであると考えられる。

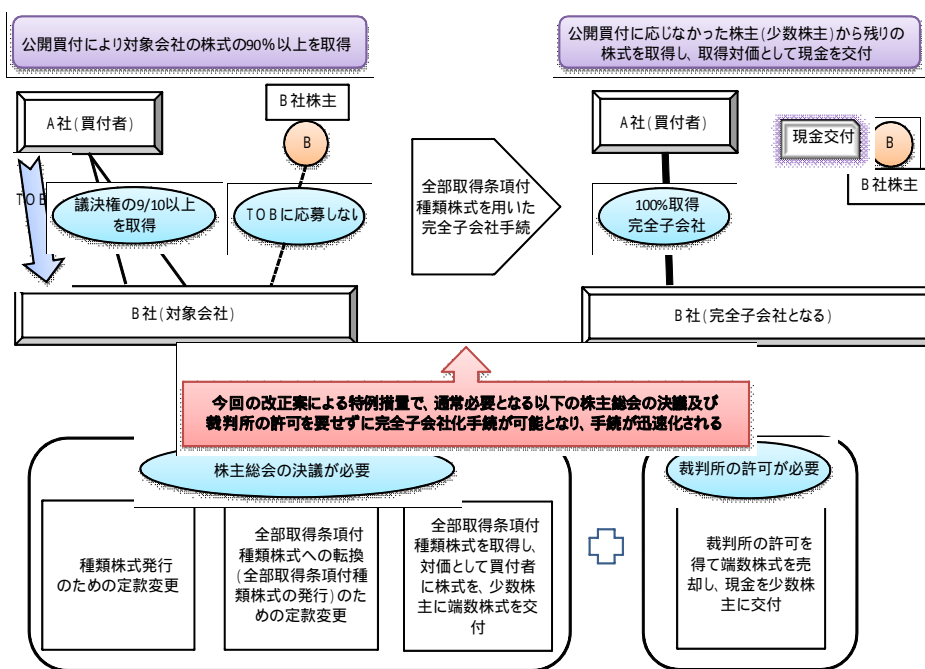
<sup>9</sup> 全部取得条項付種類株式とは、ある種類の株式を株主総会の特別決議によって取得することができる旨の定款の定めがある株式のことをいう(会社法第108条第1項第7号、第171条第1項、第309条第2項第3号)。経営の危機にある企業が私的整理などにおいていわゆる100%減資をする際に利用するほか、MBO(マネジメント・バイアウト。会社・事業部門の経営陣が、他の会社・事業部門を買い取り、経営権を取得すること)や上場会社の完全子会社化に際し、TOBで取得できなかった残りの株式を取得することを目的に少数株主を締め出す(スクイーズ・アウト)ための手法として用いられることが多い。なお、スクイーズ・アウトに伴う取得価格を争う手段としては、反対株主の株式買取請求権(会社法第116条)や、当該株式買取請求において協議が調わないときの裁判所に対する価格決定申立権(会社法第117条)が定められている。

合、全部取得条項付種類株式への転換・取得や、TOBに応じなかった少数株主に対する端数株式の割当て等の定款変更等の手続きが必要となり、通常、株主総会の特別決議が必要であるが<sup>10</sup>、本法律案では、簡素化を図り当該決議を要しないこととしている。また、少数株主に割り当てる端数株式について、当該端数株式を売却し現金として交付する場合、通常、その現金化は競売か市場価格のない場合には裁判所の許可を得て競売以外の方法で行うこととされているが、本法律案では、産活法の認定を受けた計画であるときは、市場価格のない場合であっても裁判所の許可を経ることなく競売以外の方法で売却することができることとしている。

あわせて、少数株主権利保護の観点から、会社法に定める反対株主の株式買取請求権、取得価格決定の申立権が適用されるほか、本法律案では、手続きが法令・定款に違反していないこと、少数株主が取得する対価についてはTOBに応じた株主に対する価格に相当する対価が割り当てられること、のいずれにも該当することを求めている。

以上の特例措置により、全部取得条項付種類株式を用いた完全子会社手続は株主総会決議等を省略して実施することが可能となり、経済産業省は、その手続きが3か月程度迅速化することが可能になるとしている。

図表3 全部取得条項付種類株式の発行及び取得に関する特例（イメージ）



(出所) 経済産業省資料を参考に作成

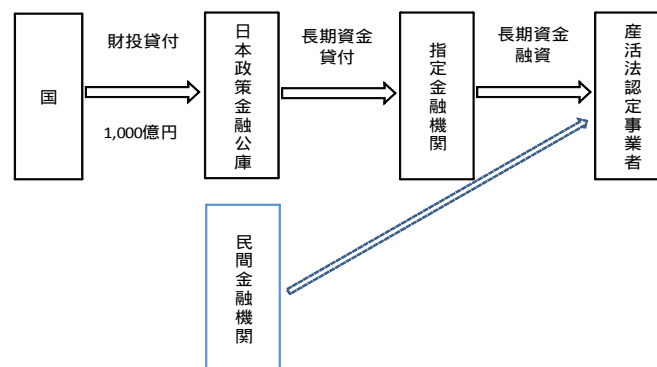
<sup>10</sup> 株式に全部取得条項を付すには、通常、定款変更をして、普通株式の他に別の種類の株式（種類株式）を発行できるようにする（種類株式発行会社となる）、さらに定款を変更し普通株式に全部取得条項を付する、全部取得条項付普通株式の取得を行うため、当該株式と引き替えに、別の種類の株式（端数株式）を交付する（取得対価等を決定する）、ための株主総会の特別決議を行う必要がある（会社法第466条、第171条第1項、第309条第2項第3号・第11号）。また、別の種類の株式を交付するに当たり、少数株主に対しては、端株となるようにした上で、この端株は、会社法第234条の規定に従って売却され、少数株主には現金が交付される。これによって、買付者が全ての株式を取得することができる。

#### (4) 長期資金調達支援（ツーステップローンの導入）

##### ア 日本政策金融公庫の業務の特例等

産業再編等に必要な長期資金調達の支援のためツーステップローン制度（二段階貸付）を設け、日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が、産業再編等を行う事業者へ融資を行う指定金融機関（民間金融機関）に対し、財政投融資資金を原資とする長期・低利の貸付けを行おうとするものである。大規模な資金需要が発生する産業再編の効果を発揮させるため、長期資金として財投資金から 1,000 億円供給する予定としている。本法律案においては、公庫が行うこととなる貸付等の業務を「事業再構築等促進円滑化業務」（事業再構築計画、経営資源再活用計画、経営資源融合計画、資源生産性革新計画が対象）とし、当該業務を「エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律」（平成 22 年法律第 38 号）（以下「低炭素投資促進法」という。）に規定する「特定事業促進円滑化業務」<sup>11</sup>とみなし、日本政策金融公庫法の規定を読み替えて適用することで、低炭素投資促進法で既に設けられているツーステップローンの仕組みを産活法においても活用することとしている<sup>12</sup>。

図表 4 ツーステップローン（イメージ）



（出所）経済産業省資料を基に作成

##### イ 指定金融機関の指定等

ツーステップローンに係る指定金融機関の指定の要件その他手続等についての規定を設けようとするものである<sup>13</sup>。民間金融機関が指定金融機関としての指定を受けようとする場合には、事業再構築等促進業務に関する規定（認定事業者が認定を受けた計画に沿った事業を実施する際に必要な資金貸付に当たり、公庫から貸付を

<sup>11</sup> 特定事業促進円滑化業務とは、エネルギー環境適合製品（電気自動車、蓄電池、太陽光パネル等）の開発・製造を行う認定事業者に対して指定金融機関が行う融資に必要な資金の貸付け（ツーステップローン）を行うものである。現在、日本政策投資銀行が指定されている。

<sup>12</sup> 本法律案においては、あわせて、読み替えて適用する日本政策金融公庫法第 4 条及び第 41 条により、今般の事業再構築等促進円滑化業務に係る勘定を、特定事業促進円滑化業務と経理区分上同一の勘定とすることとしており、これにより公庫の業務の効率化を図ることとしている。

<sup>13</sup> 現在、指定金融機関は未定である。

受けて行うものに関するもの。)を定め、主務大臣に提出しなければならないこととしている。

#### (5) ベンチャー等成長企業の資金調達支援

##### ア 事業革新新商品生産設備導入計画の認定等

現行の「事業革新設備導入計画」<sup>14</sup>においては、事業革新<sup>15</sup>のために大規模な設備投資が必要な事案(研究開発段階から実証段階へ移行するための実証1号機であること、投資規模10億円以上であること等)を支援の対象としている。本法律案では、同計画制度を廃止し、新たに「事業革新新商品生産設備導入計画」を創設し、事業革新のために必要な新商品(事業革新新商品)<sup>16</sup>の生産に専ら使用するための設備投資に関し、ベンチャー、中堅・中小企業による比較的小規模な投資であっても支

<sup>14</sup> 事業革新設備とは、我が国の国内開発生産拠点を高付加価値化し、革新的な財・サービスを提供していくための、研究開発の成果を実証段階へ移し市場化することを目的とした生産設備をいう。事業革新設備は2種類あり、次の～に加えを満たす場合は「一般事業革新設備」(実証1号機)、～に加えを満たす場合は「特定事業革新設備」(世界1号機)とされ(産活法第2条第9項等)、計画認定を受けることとなる(産活法第14条)。要件は、研究開発との有機的連携(事業者がその組織内に研究開発部門を有していること、事業者が行った研究開発の成果が対象となる設備投資に活用されることが、公表論文、特許、著作権等により確認できること)、設備の革新(生産される商品・提供されるサービスが、新たな市場を形成するものであること、又は従来の設備と比べ40%以上生産性が向上すること)、設備の第1号(事業者にとって、初めて導入する設備で、試験研究段階が終わり、量産段階に入る最初の機械・装置一式)、設備の規模(設備に必要な個々の機械・装置については研究開発の成果が得られているものの、量産に際しては技術的なリスクが存在し、かつ、当該機械・装置一式の設置に要する費用が10億円以上であること)、他に同等の設備を導入した事業者がいる場合には、過剰供給構造の形成を促進するものではないこと、他に同等の設備を導入した事業者がいないこと(中核的技術について日本・市場国で特許権を有していること等)、である。

事業革新設備導入計画とは、設備投資を支援する計画であり、国内に製造拠点を構築する場合であって、上記要件を満たすものが「事業革新設備」として認定される。本計画の認定を受けた場合の支援措置は、

- ・税制支援(事業革新設備の特別償却(一般事業革新設備の場合20%、特別事業革新設備の場合25%))
- ・金融支援(中小企業投資育成株式会社法の特例)(後述(5)ウ参照)

<sup>15</sup> 事業革新とは、事業者がその経営資源を活用して行う事業の分野又は方式の変更であり、次の4つが挙げられる(産活法第2条第4項第2号イ～ニ等)。新商品の開発及び生産、新たな役務の開発及び提供により、生産若しくは販売に係る商品の構成又は提供に係る役務の構成を相当程度変化させること(新商品・サービスが売上高に占める比率1%)、商品の新たな生産の方式の導入又は設備の効率の向上により、商品の生産を著しく効率化すること(製造原価の低減率5%)、商品の新たな販売の方式の導入又は役務の新たな提供の方式の導入により、商品の販売若しくは役務の提供を著しく効率化し(販売費の低減率5%)、又は、国内若しくは外国における新たな需要を相当程度開拓すること(新商品・サービスの売上伸び率(プラスの値に限る)業界平均値+5%)、新たな原材料、部品若しくは半製品の使用又は新たな購入の方式の導入により、商品の生産に係る費用を相当程度低減すること(製造原価の低減率5%)

<sup>16</sup> 事業革新新商品とは、「事業革新」の上記「新商品・サービスが売上高に占める比率1%」を満たす新商品であると同時に、設備を導入しようとする事業者が自ら行った研究開発の成果である新技術を利用した新商品である。事業者が自ら行った研究開発の成果に関する要件は、今後定められることとなるが、現行の事業革新設備の要件として、事業者の組織内に研究開発部門を有し、当該研究開発の成果の設備への活用が論文などで確認できる等としていることは一つの参考となる。

事業革新新商品としては、新成長戦略及び産業構造ビジョンにおける戦略分野として位置付けられている、グリーン・イノベーション(環境・エネルギー等)、ライフ・イノベーション(医療等)、先端技術(ロボット等)などに関連するものが想定される。

援措置を講じようとするものである。

本計画の認定を受けた場合の支援策は、次のとおりとなる。

・金融支援

中小企業基盤整備機構による債務保証（後述イ参照）

中小企業投資育成株式会社による株式の引受け等の特例（後述ウ参照）

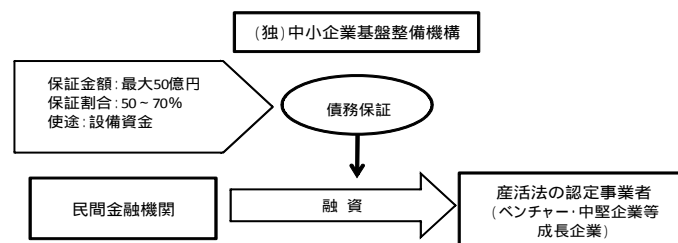
なお、今回創設する事業革新新商品生産設備導入計画では、現行の事業革新設備導入計画認定を受けた場合に適用される税制支援（特別償却）は適用されない（注14参照）。

また、本法律案では、事業革新新商品生産設備導入計画の認定要件等その手続きを定めることとしており、事業者は、計画を作成し<sup>17</sup>、平成28年3月31日<sup>18</sup>までに主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

### イ 独立行政法人中小企業基盤整備機構法の特例

独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）の債務保証の対象を拡充<sup>19</sup>、事業再構築等現行の他の事業計画に加え、今般創設しようとする事業革新新商品生産設備導入計画の場合にも債務保証を受けることができるようにするものである。急成長する世界市場に挑戦するベンチャー企業や地域の中堅企業が認定事業者となる場合、自社で研究開発した新商品を大規模に生産する際の設備投資等が必要となるため、その資金調達を円滑化しようとするものである。

図表5 中小企業基盤整備機構の債務保証（イメージ）



(出所) 経済産業省資料を基に作成

<sup>17</sup> 事業革新新商品生産設備の導入の目標、事業革新新商品の内容、事業革新新商品生産設備の内容・導入時期、事業革新新商品生産設備の導入に必要な資金の額・調達方法を記載する必要がある。

<sup>18</sup> 現行の産活法2009年改正附則第14条第2項において、政府は、この法律の施行後平成28年3月31日までの間に、内外の経済情勢の変化を勘案しつつ、新法の施行後の状況について検討を加え、その結果に基づいて廃止を含めて見直しを行うものとする旨定めている。本法律案の附則第6条第2項でも同様の規定が置かれている。これにより特例措置も当該期限までのものとなる。

<sup>19</sup> 機構の債務保証とは、中堅・大企業を含む計画認定事業者が、認定計画の実施に必要な資金、設備導入に必要な資金を銀行等からの借入れや社債の発行によって円滑に調達できるよう、当該借入れ、社債に対して機構が債務保証するものである。現在、本制度を利用できるのは、事業再構築、経営資源再活用、経営資源融合、資源生産性革新、資源制約対応製品生産設備の各計画であり、次の2つの条件を満たす場合である（産活法第24条）。数年後（原則3年以内）に生産性の向上等が見込まれる企業として、計画認定を受けた事業者（この場合、企業規模の制限はない）であること、機構の審査を経て、保証承諾を受けた事業者であること。保証条件は、融資額50億円以下、保証割合原則50%（最大70%）、保証料率原則0.4%、融資期間として原則運転資金5年・設備導入資金10年以内、などとなっている。

## ウ 中小企業投資育成株式会社法の特例

中小企業投資育成株式会社法(昭和38年法律第101号)は、中小企業の自己資本の充実を促進し、その健全な成長発展を図るため、中小企業投資育成株式会社による中小企業に対する投資(株式・新株予約権等の引受け)等の事業を定め、当該投資については、資本金の額が3億円以下の株式会社である中小企業者に限定しているが、産活法の認定を受けた事業再構築等の各計画については、資本金額が3億円を超える場合であっても、中小投育会社からの出資の対象とされることとなっている。本法律案は、今般創設しようとする事業革新新商品生産設備導入計画の場合にも同様の特例措置を講じようとするものである<sup>20</sup>。

## (6) 地域中小企業の事業引継ぎ円滑化支援

### ア 中小企業経営資源活用計画の認定等

現行の「経営資源活用新事業計画」<sup>21</sup>は、現在事業を行っている中小企業者が、単独・共同で経営資源の有効活用により新たな事業の開拓(新事業の開拓)を行う場合を意味し、その計画認定を受けることで、金融支援等の措置を受けることができる。本法律案は、これを「中小企業経営資源活用計画」<sup>22</sup>として拡充・改編し、現行の「新事業の開拓」を行う場合に加え、中小企業者が、他事業者からの事業を円滑に引き継ぎ、その事業を有効に組み合わせて一体的に活用することで新たな事業(商品生産・販売、サービスの提供)として展開しようとする場合の支援措置を追加しようとするものである。人口減少や公共事業の減少に加え長引く不況により地域経済は疲弊し、地域の中小企業の経営がより困難となり、既存の事業だけでは十分な収益の確保が厳しい中、後述のイ及びウの措置と併せ、事業を引き継がせたい起業と引き継ぎたい企業のマッチングを促進し、新たな事業の展開を支援しようとするものである。

本計画の認定を受けた場合の支援策は、次のとおりとなる。

- ・金融支援

<sup>20</sup> 産活法では、既に、支援対象設備(事業革新設備、資源生産性革新設備、資源制約対応製品生産設備)の導入を促進するための中小企業投資育成株式会社法の特例を設けている。

<sup>21</sup> 経営資源活用新事業とは、中小企業者が、現に有する経営資源を新たな方法で有効に活用し、又は自らが有していなかった経営資源を有効に活用することにより、新商品、新技術、新たなサービスの開発、企画化、需要の開拓等「新事業の開拓」を行うことをいう(産活法第2条第20項)。経営資源活用新事業計画とは、中小企業者が、新事業の開拓をしようとする場合に、当該事業に関する計画について都道府県知事の認定を受けることで、支援措置を講じるものである(産活法第31条等)。本計画の認定を受けた場合の支援措置は、次のとおりである。

- ・金融支援

中小企業信用保険法の特例(注23参照)

小規模企業者等設備導入資金助成法の特例(注24参照)

中小企業投資育成株式会社法の特例((5)ウ参照)

<sup>22</sup> 中小企業経営資源活用とは、上記「新事業の開拓」に加え、「中小企業者から承継する事業の経営資源の有効な組み合わせ・一体的な活用による生産・販売・サービス提供の効率化」を図ることをいう。例えば、バス会社が他の会社のバス事業を引き継ぐことで他地域への乗り入れを行うなどの事業がイメージされる。

中小企業信用保険法の特例<sup>23</sup>

小規模企業者等設備導入資金助成法の特例<sup>24</sup>

中小企業投資育成株式会社法の特例（（５）ウ参照）

・特定許認可等の承継円滑化のための措置（後述イ参照）

・これらの他に、事業引継ぎ支援体制の整備が行われることとなる（後述ウ参照）。

また、本法律案では、中小企業経営資源活用計画の認定要件等その手続きも定めることとしており、中小企業者は当該計画を作成し<sup>25</sup>、平成 28 年 3 月 31 日までにその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、その認定を受けることができる。

#### イ 特定許認可等に基づく地位の承継等

認定を受けた中小企業経営資源活用計画に従い事業の承継が行われた場合、被承継中小企業者（引き継がれる中小企業）の特定許認可等<sup>26</sup>を中小企業者（引き継ぐ側の中小企業）が承継することを定めるほか、事業を承継したときは、中小企業者は遅滞なく、その事実を証する書面を添えて都道府県知事に報告しなければならない、

<sup>23</sup> 中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）は、中小企業に対する事業資金の融通の円滑を図るため、信用保証協会の保証債務に関する日本政策金融公庫の保険業務等についての規定を設けているが、特例措置により保険業務に係る限度額について、通常とは別枠で拡充することとしている。通常の場合、普通保証で 2 億円、無担保保証で 8,000 万円、特別小口保証で 1,250 万円であるところ、別枠でそれぞれ同額の保証まで保険の対象としている。

<sup>24</sup> 小規模事業者等設備導入資金助成法（昭和 31 年法律第 115 号）は、小規模企業者等の創業や経営基盤の強化に必要な設備導入の促進のための資金貸付を行う都道府県に対し、国が助成を行うことにより、各都道府県に設置した貸与機関の行う設備資金貸付事業（無利子貸付）等の制度を定めるもので、特例措置により、貸付限度額及び貸付割合につき拡充することとしている。通常、貸付限度額が 4,000 万円、貸付割合は所要資金の 1 / 2 以内であるところ、それぞれ 6,000 万円、2 / 3 以内としている。

<sup>25</sup> 中小企業経営資源活用の目標、内容、実施時期、実施するために必要な資金の額・調達方法を記載する必要がある。

<sup>26</sup> 特定許認可等とは、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 2 条第 3 号の許認可等であって、それに基づく地位を被承継中小企業者が有する場合において当該地位が中小企業者に承継されることが中小企業経営資源活用の円滑化に特に資するものとして政令で定めるものをいう。産活法では、既に、中小企業承継事業再生計画において、特定許認可等の承継に係る措置が設けられており、政令においては次のような承継可能な特定許認可が列挙されている（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行令（平成 11 年政令第 258 号）第 9 条第 1 項各号）。

- ・旅館業許可（旅館業法第 3 条）
- ・一般建設業許可、特定建設業許可（建設業法第 3 条）
- ・一般旅客自動車運送業許可（道路運送法第 4 条）
- ・一般貨物自動車運送業許可（貨物自動車運送業法第 3 条）
- ・火薬類製造・販売業許可（火薬類取締法第 3 条及び第 5 条）
- ・一般ガス事業、簡易ガス事業許可（ガス事業法第 3 条及び第 3 7 条の 2）
- ・熱供給事業許可（熱供給事業法 3 条）

第二会社方式を採用し、財務状況が悪化している中小企業における収益性のある事業を存続させるため、当該事業を会社分割や事業譲渡により別法人（第二会社）に切り離して継続を図るとともに、不採算部門を残す旧会社については特別清算などにより清算を行う再生計画である。この計画の認定を受けた場合の支援として、上記特定許認可等の承継のほか、税制支援（登録免許税の軽減、不動産取得税の軽減）金融支援（日本政策金融公庫の低利融資、中小企業信用保険法の特例、中小企業投資育成株式会社法の特例）を受けることができる。

また、都道府県知事は、当該報告を受けたときは当該特定許認可等に係る行政庁に通知しなければならないなどとしている。

#### ウ 認定支援機関の業務及び秘密保持義務の解除

現行の産活法に定める、各事業や中小企業の事業再生に関し指導・助言等を行うための組織として経済産業大臣から認定を受けている認定支援機関（各都道府県の商工会議所等が主体）<sup>27</sup>の業務に、各事業（事業再構築、経営資源再活用、経営資源融合、資源生産性革新、中小企業経営資源活用が対象）に係る合併、事業の譲渡又は譲受け等に関する仲介等の業務を追加しようとするものである。なお、法律事項ではないが、本条を踏まえ認定支援機関において当該仲介等の業務を行うため、「事業引継ぎ支援センター（仮称）」の設置が予定されている。同センターには、事業引継ぎの専門家（税理士、金融機関出身者等）を配置し、事業引継ぎを希望する企業間の仲介及び事業引継ぎ契約の成立に向けた支援を行う予定としている。

また、現行の産活法においては、認定支援機関の役職員及び認定支援機関の下に設置されている中小企業再生支援協議会の委員に対し守秘義務が課せられるとともに、一定の場合の当該義務の適用除外が行われている<sup>28</sup>。本法律案は、この適用除外の範囲を拡充し、認定支援機関に事業引継ぎに関する仲介業務等が加わることに伴い、当該業務が円滑に行われるよう、認定支援機関及び中小企業再生支援協議会の職員等が、中小企業基盤整備機構、他の認定支援機関・中小企業再生支援協議会から情報提供を受ける必要がある場合の守秘義務を外そうとするものである。

---

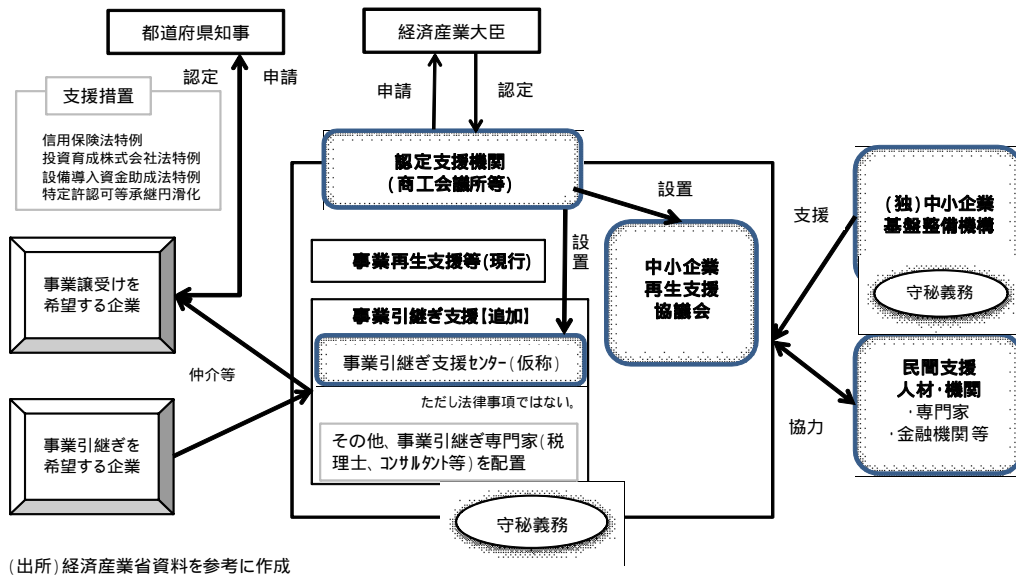
<sup>27</sup> 認定支援機関は、産活法に規定する事業再構築等の事業や中小企業承継事業再生その他の取組による事業の再生を図り、又は図ろうとする中小企業者を対象として、必要な指導、助言、研修又は調査等を行うこと、あわせて、中小企業者の経営改善を支援する事業を行う者への研修を行うこと等を目的とする。こうした業務を行うに当たっては、公平性・中立性の観点、地域経済とのつながりなどの専門性の双方を有する者として、商工会議所等を認定支援機関とし、中小企業再生支援業務を行わせることとしている（産活法第41条）。

中小企業再生支援協議会は、認定支援機関内に設置され、認定支援機関が行う業務の具体的内容、実施体制の確保その他重要事項を審議し決定すること、認定支援機関が行う業務に関し専門的な助言を行うことをその業務としており、各都道府県にそれぞれ1か所ずつ設けられている。中小企業再生支援協議会は、認定支援機関の長及びその任命する委員で構成され、委員は中小企業再生支援業務に係る実務経験、学識経験を有する者の中から任命・構成される。中小企業者からの再生に関する相談に応じるとともに、他の支援機関の紹介を行うほか、事業再生計画の作成に向けた支援を行っている（産活法第42条）。

<sup>28</sup> 認定支援機関及び中小企業再生支援協議会に対する助言を行うため、中小企業基盤整備機構には専門家が配置されるとともに、機構内に中小企業再生支援全国本部を設置し中小企業支援協議会の能力向上、外部専門家の派遣などの支援を行っている。現行の産活法では、認定支援機関が業務を円滑に行うために中小企業基盤整備機構の助言を受けることが必要な場合の守秘義務を外し、相談ができるようにしている（第43条第2項）。



図表6 中小企業事業引継ぎ円滑化等産活法における中小企業支援体制



#### 4. 今後の課題

本法律案に盛り込まれている施策の中で最も大きな要素は、組織再編に係る措置としての主務大臣と公正取引委員会の協議の義務付けと会社法の特例であろう。いずれも、グローバル市場の変化に即した企業再編を促進するための措置であるが、前者に関しては、さらに、産活法改正とは別に公正取引委員会において現在同委員会の行っている企業結合審査につき、審査長期化の背景と指摘されてきた法定審査前の段階の事前相談制の廃止や、合併等の結果競争を阻害するかどうかの判断基準に海外市場におけるシェア等の要素を考慮することなどを内容とするガイドライン等の見直し案が、本年3月にパブリックコメントに出されている。会社法の特例も含めたこれらの措置により、企業側にとって再編を促すための環境整備が行われることとなるが、産業政策と、適正な価格競争の確保等及びそれによる消費者の利益の確保を目的とする競争政策の両立を目指すことは必ずしも容易なものではない。今回の措置によって産活法主務大臣、公正取引委員会の持つ権限のバランスが崩れることがないように相互に意識しつつ各々において手続を進める必要がある。また、組織や事業の再編によるスケールメリットを活かすことで国内の主要企業が絞り込まれ、世界市場でのシェア・地位を一層確保するとしても、当然ながら規模を大きくしただけでは生産性の向上などにどの程度有意であるか、どの程度の制度活用に対する潜在的需要があるのか、現段階で判然としているわけではない。このため、今後の事業の進展等を注視しなければならないとともに、支援措置の見直しを柔軟に行っていく必要がある。

また、中小企業は昨今の経済情勢によりその経営環境は著しく悪化している。倒産件数は累次の経済対策、景気対応緊急保証制度等の資金繰り対策等の施策によりその増加を食い止めてはいるが、今後の状況によっては再び増加に転じるおそれも指摘されている。加えて、日本銀行の企業短期経済観測調査でも業況判断、資金繰り判断は

大企業や中堅企業と比べ回復幅が小さく、依然中小企業を取り巻く環境が厳しいことが示されている。今回盛り込まれた事業引継ぎ円滑化支援策の活用を希望する企業数を押し上げ、施策が功を奏するためには、中小企業の経営環境の立て直しを図り、産活法の制度を活用して事業を行うだけの余力をつける必要がある。このため、今後、産活法に基づく支援のみならず、資金繰り対策、内需拡大策を含め総合的に中小企業に対する支援を展開していく必要がある。

【参考文献】

経済産業省産業再生課『平成 21 年度改正版 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法 逐条解説』((財)経済産業調査会 2009 年)及び『平成 21 年改正 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法 計画認定ハンドブック』((財)経済産業調査会 2009 年)  
長島・大野・常松法律事務所『アドバンス新会社法 第 3 版』(商事法務 2010 年)